

## 提案基準24 自動車リサイクル施設の建築にかかる立地基準について

基本事項	申請者	住所	
		氏名	
	申請場所		
	敷地面積	m <sup>2</sup>	
	用途		
	延べ面積	m <sup>2</sup>	
用途	<input type="checkbox"/> 自動車リサイクル法の許可の見込みについて、事前に自動車リサイクル法所管部局と調整が図られ、許可の見込みがあること。		
条件	<input type="checkbox"/> 申請敷地は申請者自らが自動車リサイクル法による使用済自動車の解体業の許可基準を定める環境省令が公布された日（平成15年8月5日、以下「基準時」という。）において都市計画法の手続きが不要である使用済自動車又は解体自動車の解体作業を行っていた敷地であること。 <input type="checkbox"/> 申請敷地は、基準時の作業場の範囲内であること。 <input type="checkbox"/> 原則として、申請敷地において申請者が申請時まで継続して作業を行っていること。 <input type="checkbox"/> 許可時において申請者が都市計画法、建築基準法、農地法、森林法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令に違反していないか、是正の見込みがあること。 <input type="checkbox"/> 予定建築物は、申請時に行っている解体作業を継続して行う範囲において自動車リサイクル法施行規則第57条第1号の施設基準を満たすために必要とされるもの及びその管理のために必要とする最低限の事務所、休憩室等の附属施設とする。		
添付図書	<input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 予定建築物の平面図、立面図		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・□にチェックを入れてください。</li> </ul>		